

# 11月は いじめ撲滅強調月間



いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。  
いじめを受けていたり、いじめに気がついたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口	相談内容	受付時間	連絡先
よい子の電話教育相談	いじめ、不登校、 学校生活	毎日24時間	・18歳以下の子ども用(無料) #7300または ☎0120-86-3192 ・保護者用 ☎048-556-0874 ✉soudan@spec.ed.jp
いじめ通報窓口	いじめに関すること		 QRコードを読み込むと いじめ通報窓口専用フォーム へアクセスできます。
埼玉県警察少年サポート センター	非行やいじめ、犯罪被害 など	平日午前8時30分～ 午後5時15分 ※年末年始を除く	・少年用・ヤングテレホンコーナー ☎048-861-1152 ・保護者用 ☎048-865-4152
子どもスマイルネット	どんなことでも	毎日午前10時30分～ 午後6時 ※祝日・年末年始を除く	☎048-822-7007
社会福祉法人 埼玉いのちの電話	どんなことでも	①毎日24時間 ②毎日午後4時～午前0時 ※毎月10日は午前8時～翌朝8時 ③毎日午前10時～午後10時	①☎048-645-4343 ②☎0120-783-556 ③☎0570-783-556
特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン	どんなことでも	毎日午後4時～9時	・18歳以下の子ども(無料) ☎0120-99-7777 ・オンラインチャット 
埼玉県こころの電話	こころの健康の相談	平日午前9時～午後5時 ※年末年始を除く	☎048-723-1447
子どもの人権110番	子どもの人権	平日午前8時30分～ 午後5時15分 ※年末年始を除く	☎0120-007-110 ✉子どもの人権SOS-eメール 

**問合せ** 県民生活部 青少年課 ☎048-830-2907

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 大切に保管してください

11月30日は「年金の日」です!

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料を納めたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

控除の対象となるのは、令和4年1月1日から12月31日までに納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。またご自身の保険料

だけでなく、ご家族(配偶者や子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

- ・令和4年1月1日から9月30日までの間に納めたかたは、11月上旬に送付予定
- ・令和4年10月1日から12月31日までの間に納めたかたは、令和5年2月上旬に送付予定

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560